

財務省第7入札等監視委員会 平成23年度第2回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成23年12月22日（木） 金沢国税局大会議室	
委員	委員長 西村 茂（金沢大学法学部 教授） 委員 尾島 茂樹（金沢大学大学院法務研究科 教授） 委員 中村 明子（松本洋武法律事務所 弁護士）	
審議対象期間	平成23年7月1日（金）～平成23年9月30日（金）	
契約の現状の説明	平成23年7月～9月の契約実績	
抽出委員の選出	委員の互選により中村委員を次回抽出委員に選出。	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	2件	契約件名：平成23年度第2回維持整備工事 契約相手方：安達建設株式会社 契約金額：10,290,000円 契約締結日：平成23年9月12日 担当部局：北陸財務局
		契約件名：福井春山合同庁舎電波障害設備撤去工事 契約相手方：株式会社シミズシンテック 契約金額：1,491,000円 契約締結日：平成23年7月1日 担当部局：金沢国税局
随意契約（公共工事）	-件	
競争入札（物品役務等）	2件	契約件名：平成23年度国有財産調査業務委託 契約相手方：アルスコンサルタンツ株式会社 契約金額：2,213,400円 契約締結日：平成23年7月27日 担当部局：北陸財務局
		契約件名：ヘッドスペースサンプル付ガスクロマトグラフの購入 契約相手方：ワイディシステム株式会社 契約額：6,510,000円 契約締結日：平成23年9月13日 担当部局：金沢国税局
随意契約（物品役務等）	-件	
応札（応募）業者数1者関連	-件	
委員による意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	なし	

意見・質問	回答
<p>【北陸財務局 契約一覧表の説明】 審議対象期間に1者応札となった調達が2件あるが、原因はなにか。</p>	<p>「福井県内合同宿舎維持管理業務委託」については、今回の入札において県下全宿舎を対象としたことや、5年間の契約となり、業量や金額が大きくなったことから、業務に対応できる受注側の規模が必要となり、入札に参加されなかったものと思われる。</p> <p>「平成23年度福井合同宿舎消防用設備等点検業務」については、これまで全国展開している業者の参加もあったところではあるが、県下全宿舎を対象にしていることや価格的に小さいこともあり、積極的な参加がなかったものと思われる。</p>
<p>【案件 1】 「平成23年度第2回維持整備工事」</p> <p>契約相手方:安達建設株式会社 契約金額 : 10,290,000円 契約締結日:平成23年9月12日 担当部局 :北陸財務局</p> <p>本件は低入札調査が行なわれた事案であるが、一般的に施工後の事後調査は行なわれるのか。</p> <p>低価格で請負った業者が下請に対して支払を確実に行なっているのか確認をしているのか</p>	<p>低入札調査の対象となった工事につきましては施工期間中においてより一層の監督、検査を行なっているところである。</p> <p>監督業務そのものは業者に委託しているが、手抜き工事とならないように、施工における下請の状況の確認や材料等の使用承認による確認を行っており、当方においてもチェックを強化している。</p> <p>また、本案件は防水工事であることから、長期保証は付けさせているところである。</p> <p>特に確認は行なっていない。</p>

意見・質問	回答
<p>【案件 2】 福井春山合同庁舎電波障害設備撤去工事</p> <p>契約相手方:株式会社 シミズシンテック 契約金額 : 1,491,000円 契約締結日:平成23年7月1日 担当部局 :金沢国税局</p> <p>低入札であったこと、また、応札金額に幅が出たこと の理由はなにか。 また、撤去という特殊な工事であったことが原因 なのか。</p>	<p>予定価格の積算に当たっては、業者見積を聴取し、市販本等を参考のうえ、工事単価を決めている。諸経費については、国土交通省・営繕部監修「公共建築工事積算基準」の諸経費率等から算出しており、適正な予定価格であったと考えている。</p> <p>低入札になった理由は、落札業者の積算した内訳書のうち、住民説明対応費用・諸経費等の積算が特に低額であったことが考えられる。</p> <p>また、応札金額に幅が出たことについては、予定価格はあくまでも一般的な市場価格を示しており、落札率が低いということで、予定価格が高いとは言えないと考えている。</p>
<p>【案件 3】 「平成23年度国有財産調査業務委託(単価契約)」</p> <p>契約相手方 :アルスコンサルタンツ株式会社 調達予定総額: 2,213,400円 契約締結日 :平成23年7月27日 担当部局 :北陸財務局</p> <p>単価契約においては、発注件数により支払い総額が変わり、調達予定総額とに違いが生じてくる ところであるが、実績件数が予定件数を上回る場合には、どのような対応をするのか。</p>	<p>落札者から提出させた内訳書により単価を確認し、それを契約内容とし、業務の発注を行い、履行確認のうえ、実績払いをしているところである。</p> <p>予定された件数については、事情により予定調査業務を発注しないことや、一方で新規調査を追加することもあり、実際の発注件数とは異なってくる。</p> <p>その結果、件数の増加により、支払い総額が当初の予定総額を上回ると判断される場合には、直ちに発注することなく、予算担当部局に予算執行の可否について確認を行なったうえで、発注を行なっていくこととなる。</p>

意見・質問	回答
<p>【案件 4】 ヘッドスペースサンプル付ガスクロマトグラフの購入</p> <p>契約相手方:ワイディシステム株式会社 契約額 : 6,510,000円 契約締結日:平成23年9月13日 担当部局 : 金沢国税局</p> <p>特殊機器であるため、市場性がないと思うが、 取扱いメーカーはどのように確認しているのか。</p> <p>落札業者は価格のみで決定するのか。 その後の付帯サービスなど総合的に判断しない のであれば、使用方法の確認や助言などはどの ようにしているのか。</p> <p>国税と当該機器との関連はなにか。</p> <p>成分分析するための酒類は、酒造メーカーから サンプルを出させているのか。</p>	<p>過去の調達メーカーやインターネット等を参考に 取扱いメーカーを確認している。</p> <p>価格のみで決定している。 使用方法などについては、仕様書に基づき落札 業者と打合せしている。</p> <p>国税局では、酒造メーカーに対し酒類の品質や 安全確保に関する指導を行っており、この機器で 酒類中の成分分析を行っている。</p> <p>分析するための酒は、小売店から購入している。</p>